

令和6年5月

06－奈良西部エリア中層EVその他基本設計及び目標工事算定図作成設計業務

仕 様 書

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
技術監理部 企画第1課・企画第2課

仕様書

1 設計概要

(1) 設計名称

06-奈良西部エリア中層EVその他基本設計及び目標工事算定図作成設計業務

(2) 業務の目的

UR都市機構では「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まちづくり」を目指し、UR賃貸住宅を中心として住み慣れた地域で最期まで住み続けることができる環境を実現するため、地域医療福祉拠点の推進、高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備推進、若者世帯・子育て世帯等とのコミュニティ（ミクストコミュニティ）形成の推進に向け取組みを、地方公共団体や地域関係者等と連携して総合的に推進しているところである。

今回の計画地である奈良西部に位置する団地（以下「当該団地」という。）においては5階建ての中層階段室型の住棟を中心とした団地である。都心へのアクセスと長閑な住環境を併せ持つベッドタウン的な団地であるため、今後も永きにわたり団地の価値向上を促進していく必要がある。一方、近年では少子高齢化が課題となっている。また、当該団地内の大半を占める中層階段室型住棟はエレベーター未設置の状態であり、これらの住棟のバリアフリー化や子育て世代にも訴求するデザインや設備設置が課題となっている。

本業務では、当該団地において中層階段室型住棟にエレベーター設置（3棟・9基程度を予定）を行うにあたり、上記の課題解決のため、子育て世代にも訴求する団地内景観及びエントランス空間の魅力アップを図るものとなるよう、基本設計、目標工事費算定図作成設計及び積算業務（土木・造園は、積算における値入・内訳書作成を含まない。）等を行う。

なお、本業務においては、行政協議及び法申請手続きを考慮したスケジュール管理能力・事業推進能力を踏まえた上でより専門的な知識と技術力を生かした提案を受注者に対して求めるものとする。

(3) 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和8年1月30日までとする。

なお、各業務における目安について、次のとおり予定している。

- ・ 現地調査及び基本設計：令和6年9月末まで
- ・ EV目標工事費算定設計及び屋外実施設計積算図完成：令和6年11月末まで
- ・ 外壁修繕工事その他工事設計業務：令和6年11月末まで
- ・ 工事発注図面完成および数量積算：令和7年1月中旬まで
- ・ 工事費積算（見積徴収、内訳書作成）：令和7年2月末まで
- ・ 当該団地の建築基準法第86条申請（現況に即した申請も含む。）：令和7年10月申請予定（令和7年12月下旬に認定を受けること。但し、EV増築にかかる事前協議は令和6年10月までに終わらせること。）
- ・ 設計意図伝達業務：令和7年3月～令和8年1月末

(4) 概要

- ① 団地概要：別紙1のとおり
- ② 対象建物概要：別紙1のとおり。
- ③ 計画（工事費算定含む。）条件

○ 中層エレベーター設置目標工事費算定設計及び実施設計

- ・ 設置対象住棟にエレベーターを設置するための基本設計及び目標工事費算定図作成及び積算、並びに、屋外整備（切り回し・アプローチ整備等他）にかかる実施設計及び積算を実施する。
- ・ 設計にあたっては、別途進行している外壁色彩計画および事前調査時の行政協議内容を踏まえた設計とする。調査結果等は別途指示するものとする。
- ・ 設置対象住棟の建物調査及び既存不適格調書の作成等を行う。（当初契約時点においては、図面等照合、目視調査、寸法測定調査を含むものとし、行政協議の結果、配筋調査や耐震診断及び耐震診断等にかかる調査を実施することとなった場合には、後日設計変更とする。）
- ・ エレベーター設置対象団地及びエレベーター設置対象住棟の棟数、型式及び設置基数については、行政協議等の結果で増減する場合がある。増減が生じた場合は設計変更処理とする。
- ・ エレベーター設置対象住棟については、エレベーター設置と同時に外壁修繕その他工事を実施予定であるため、外壁修繕その他工事設計図書一式を作成する。

④ 関連法令等及び特定行政庁事前協議による条件

- ・ 特定行政庁等と事前協議を行い、関係法令並びに関連する条例等を整理し、既存不適格項目について、不適格項目の改善又は適切な行政処理を行うための、必要な情報を調査職員へ報告し業務へ反映すること。

⑤ 法令等の遵守

法令及び条例等の関係諸法規を遵守する。

⑥ その他

調査職員の指示による。

2 設計条件

本業務を進めるにあたっては、調査職員と十分に協議のうえ、必要に応じて確認を受けつつ、下記の項目に特に留意し、実施する。

なお、設計内容が複数職種に渡る場合は、各職種間の整合性に十分留意のうえ設計し、かつ、本業務以外の関連する設計・工事等がある場合は、それらについても十分に把握し整合性を持って設計するとともに、必要に応じて行政協議を行い、法令遵守を徹底することとする。

(1) 中層エレベーター設置に関わる現地調査、基本設計、目標工事費算定図、屋外実施設計図作成、積算業務、設計意図伝達業務等（詳細は下記3参照）

- ① 建物配置状況を踏まえ、中層エレベーターの設置にかかる配置検討、基本設計及び目標工事費算定図作成及び積算、屋外整備（切り回し他）にかかる実施設計及び積算を行う。
- ② エレベーターは階段踊り場への着床とし、設置位置及び開口部の方向については、居住者動線、階段室の環境、概算コスト、法申請難易度等を踏まえ比較・検討する。なお、検討にあたっては、模型等を用いながら提案すること。工事期間中の車両及び居住者の安全を確保するための仮設計画を検討し、工事ステップごと、かつ、昼夜ごとの計画を作成する。

- ③ 屋外設計の範囲は、エレベーター設置に伴う地下配管等切り回し、アプローチ整備、工事実施にかかる駐車場・駐輪場・倉庫等の移設検討等の屋外整備とする。アプローチ設計にあたっては、エントランス空間のデザインと一体的なものとして設計する。
 - ④ 屋外設計に関しては、エレベーター設置に伴う地下配管等切り回し、それに伴う整備を予定している。
 - ⑤ 給水・ガス管については、完成図及び現地調査から判断すると住棟への共用給水管引込み及び散水栓系統の切り回しを想定している。これらは受水槽+圧送ポンプ方式系統であり、基本設計時に水道局申請図と現地調査で照合する。また、実施設計においては、それらを配置図に屋外埋設管類を記載し、必要に応じて改修図を作成する。
 - ⑥ 工事中の工事車両通路及び完成後の居住者通路を確保し、支障となる駐車場・駐輪場・倉庫・樹木・埋設管等の位置を確認し、工事中の仮設及び本設を考慮した設計を行う。
 - ⑦ 建築、機械設備、電気設備、土木、造園での設計については建築でトータルな取りまとめを行う。
 - ⑧ 当該団地の建築基準法第 86 条に係る認定申請を行う（現況に即した申請も含む。）。なお、同法第 86 条は令和 7 年 12 月下旬までに認定の取得を行うこと。
また、エレベーター実施設計（工事受注者が実施し計画通知申請を行う。）及び適合通知書の取得後に同法第 12 条 5 項の報告等を求められた場合には、その業務を行うものとする。なお、同法第 12 条 5 項の報告等に関しては、後日設計変更処理とする。
 - ⑨ 関係官庁、供給事業者等との打合せを適宜実施する。
 - ⑩ 行政協議の結果、耐震診断、耐震診断等に係る建物調査等及び耐震診断に基づく構造評定申請図書作成（申請手続き含む。）を実施することとなった場合、後日設計変更とする。
 - ⑪ その他必要な作業（居住者等説明資料の作成、申請にかかる協議資料の作成等）を実施する。
 - ⑫ エレベーター設置対象住棟については、エレベーター設置と同時に外壁修繕その他工事（バルコニー床防水修繕工事・鉄部塗装（手摺・建具等）工事含む。）を実施予定であるため、外壁修繕その他工事設計図書一式を作成する。（該当住棟の付属建物及び工作物も対象とする。）
- (2) 関係法令遵守・行政協議・住まいセンター協議等
- ① 関係法令及び条例等の関係諸法規を遵守すること。
 - ② 既存建物及び土地等に係る法的諸元及び既存不適格状況等について把握を行い、必要に応じて特定行政庁、所管消防署、市区町村、住まいセンター等と適宜協議すること。なお、協議に必要な資料は適宜作成することとし、協議後は協議議事録を作成のうえ、調査職員へ提出すること。
 - ③ その他不明な事項等については、調査職員と協議のうえ進めること。
- (3) 法令及び条例等の関係法規や諸基準等
- 本業務の履行にあたっては法令及び条例等の関係法規や諸基準（最新版）を遵守すること。
- ① 建築基準法、同施行令、同施行規則及び関連条例、同施行規則
 - ② 国土交通省（建設省告示）、通達等
 - ③ 消防法、同施行令、同施行規則
 - ④ 下水道条例等、同施行規則及び奈良市給水条例及び同施行規則
 - ⑤ エネルギー使用の合理化に関する法

- ⑥ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
 - ⑦ 土壌汚染対策法、同施行規則及び生活環境の保全等に関する条例（施行規則・指針・指導基準等）その他関係法令、調査職員が指示する基準、指針等
- (4) 設計参考資料・設計基準資料等
- 設計参考資料および設計基準資料は、下記のとおりであり、必要に応じて購入等を行うものとし、その費用は本業務費用に含むものとする。なお、適用にあたっては調査職員の指示による。
- ① 既存図書（敷地測量図、既存建物等設計図書他）
 - ② 土質調査報告書（詳細は下記5(13)による。）
 - ③ エレベーター仕様書（既存中層住宅設置用直階段型）
 - ④ 各種設計基準・要領（住宅設計基準（都市再生機構）、性能仕様書他）
 - ⑤ 各種工事関連特記基準・共通仕様書（都市再生機構工事特記基準、公共住宅建設工事共通仕様書、保全工事共通仕様書、機材及び工法の品質判定基準 仕様登録集、機材の品質・性能基準、基盤整備工事共通仕様書他）
 - ⑥ 各種標準詳細図集
 - ⑦ 各種積算基準・要領（都市再生機構積算特記基準、保全工事積算基準・要領、公共住宅建築工事積算基準、公共住宅電気設備工事積算基準、公共住宅機械設備工事積算基準、土木・造園工事積算要領他）
 - ⑧ その他（申請関連図書、必要に応じて調査職員が別途指示する基準、指針他）
 - ⑨ 関係法令・諸基準等

3 業務内容

- (1) 現地調査等業務
- ① 対象建物（部位・部材含む。）、修繕状況・劣化状況及び設備状況等の確認の他、周辺環境（居住者利便施設、既存樹木、柵及び屋外埋設管、架線確認、未申請建物の確認を含む。なお、申請関連における現地調査等の詳細は下記(6)を参照。）の現地調査を十分に行い、調査結果を設計内容・仮設計画等に反映すること。特に中層エレベーター設置予定位置周りの躯体寸法（EV着床高さ）、配管（埋設管の確認を含む。）、配線、ピットの有無等は入念に調査すること。
 - ② 現地調査にあたっては以下の内容に留意する。
 - イ 給水施設内に立ち入る際は、事前に水道法第21条並びに同施行規則第16条規定に基づく健康診断（O-157を含む。）を行い、給水施設維持管理業務受注者の立会いについて日程を調整したうえ、給水施設等立入許可申請書（様式4）により住まいセンターの許可を得ること。
 - ロ 現地調査のため自家用受変電室等に立ち入ろうとする場合、当該調査に先立ち、当該施設の電気主任技術者の了解を得なければならない。
 - ③ 既存設計図（マイクロ図等で調査職員から配布する。）と現地調査結果をもとに、各諸元及び設計図書の内容について確認し、変更点などの整理を実施する。
 - ④ 既存建物及び土地に係る法的諸元及び既存不適格状況等について把握を行い、既存不適格調書を作成すること。適宜、特定行政庁、所轄消防署、市区町村及び住まいセンター等

へ適宜協議を行うこと。なお、協議に必要な資料は適宜作成することとし、協議後は協議議事録を作成のうえ、調査職員へ提出する。

- ⑤ 外壁修繕その他工事設計図書作成にあたっては、既存設計図と現地の住棟塗装仕様をよく確認し設計図書を作成すること。また、躯体の劣化状況（鉄筋露出・ひび割れ等）、外壁等に設置されている設備機器等の状況、バルコニー床の状況、屋上・庇・架台等金物の納まり状況及び既存外廻り建具・金物等の材質・塗装状況（腐食・緩み・変形）等を現地調査後に調査職員に報告すること。

(2) 基本設計業務

E Vを設置するにあたり、団地内通路と対象となる階段室前の高低差を考慮した上で、意匠・構造・設備・屋外計画、経済性等を比較検討すること。

比較検討項目は以下の内容を基本とし、詳細は調査職員との協議による。

- ① 法的要件等の課題整理（関係官庁、供給事業者等との協議を含む。）
- ② 配置検討、E Vシャフト（寸法含む。）およびホールのデザイン性及びコスト
- ③ E Vシャフト及びE Vホールの団地内通路等からの視認性
- ④ E V設置後の居住者動線の視認性
- ⑤ E V設置後の車両動線の視認性及び旋回
- ⑥ 構造計画による施工性及びコスト（基礎工法比較）
- ⑦ 設備配管等の切り回しに関わる検討（コスト、施工性、工期等）
- ⑧ 仮設計画（重機等の搬入・配置計画、足場計画、工事中の居住者動線検討、山留計画等）
（E V設置と同時に外壁修繕その他工事を実施するため、外壁修繕その他工事時の仮設計画についても検討すること。）
- ⑨ E V設置工事に係る全面道路通行止めに伴い、通行止め区間の駐車場利用者の車両仮移動計画及び仮設駐車場設置の検討
- ⑩ 避難計画に係る計画（奈良県建築基準法施行条例等）の検討

(3) 目標工事費算定設計・実施設計、設計意図伝達業務関連

- ① 該設計業務は、前記住棟に係る中層エレベーター設置のための以下の目標工事費算定設計・実施設計図書の作成を行う一連の総合的設計業務である。業務内容は以下のとおり。

イ 建築設計一式（配置設計、建物の意匠（色彩計画を含む）、構造（構造計算書を含む）、外壁修繕その他工事設計）

ロ 電気設備設計一式

ハ 機械設備設計一式（屋外埋設管図、エレベーター設計図を含む。）

ニ 土木設計一式

ホ 造園設計一式

ヘ イ～ホに係る設計計算書、構造計算書

ト イ～ホに係る数量計算書を含む積算業務（但し、ニ及びホについては、値入・積算内訳書作成は含まない。詳細は下記(4)を参照。）

チ 補助金申請書類の作成

リ 建築基準法第 86 条、同法第 18 条に係る申請図書（申請にあたり特定行政庁の各種要綱等届出書類の作成、関連する官公庁への申請図書等作成含む。）及び申請手続。（86 条については申請書類作成を行う。E V増築にかかる 18 条に関しては、工事受注者が申請を行うが、既存不適格調書や屋外設計にかかる必要資料の作成等を行う。）

- ヌ 関係官庁、供給事業者等との協議
- ル 自治会・居住者等への説明用資料の作成
- ② 設計意図伝達業務及び変更図の作成等
 - 実施時期及び詳細については、別途調査職員から指示をする。なお、著しい業務量の増加が生じた場合は、協議の上、後日設計変更とする。
 - イ 工事受注者確定後、工事受注者による実施設計時に基本設計及び目標工事費算定図の意図が十分反映されるように適宜打合せ及び質疑対応を行う。
 - ロ 屋外実施設計について、工事受注者によるエレベーターの実施設計により変更となる場合は変更図の作成を行う。
 - ハ 建築基準法第 86 条の申請において、変更申請の手続き等が生じる場合は変更申請等を行う。

(4) 積算関連

目標工事費算定図および実施設計図に基づく積算図書の作成

① 建築（意匠・構造）

- イ 数量計算書の作成業務
- ロ イに基づく積算内訳明細書作成業務等
- ハ 見積り徴収及び見積り比較表の作成業務等
- ニ 一位代価(案)作成業務
- ~~ホ プレチェックシート作成業務(基礎情報・特定資材数量のみ)~~
- ヘ 積算内訳作成業務等

② 設備（機械・電気）

- イ 積算数量計算書
- ロ 見積リスト、徴集した見積原本、見積比較表(案)
- ハ 複合単価計算書(案)
- ニ 積算内訳明細書(金抜き)
- ホ 主要数量内訳書

③ 土木・造園

値入・積算内訳書作成は含まない。

- イ 積算数量計算書及び算出根拠
 - 積算数量計算書は、内訳計上細目の計算及び集計過程が明確なものとする。
- ロ 材料計算書及び算出根拠
- ハ 積算企画書
- ニ 刊行物比較表
- ホ 市場単価比較表
- ヘ 見積り比較表及び見積書

(5) 耐震診断業務等

行政協議の結果、耐震診断、耐震診断等に係る建物調査等及び耐震診断に基づく構造評定（申請手続含む。）を実施することとなった場合、後日設計変更とする。

(6) 申請関連

申請図書等に必要な公図・登記事項証明書等は、原則、受注者が直接入手することとし、掛かった費用については、後日設計変更処理とする。

別紙4「法令等に基づく届出チェックリストの作成」を行うこと。

行政指導により下記以外の申請に要する作業等が生じた場合は別途協議とする。

- ① 補助金申請図書作成
- ② 当該団地の建築基準法第86条申請に関連する現地調査等※、協議、図書作成及び申請
手続

※ 現地調査等について

- i 現地調査を行うにあたり、調査する内容を事前に作成し、調査職員に確認すること。
- ii 既存建物・工作物・土地・通路等に係る仕様、形状の状況等を確認し、既存設計図書等との相違点を整理の上、申請資料に反映すること。既存と齟齬があった場合は18条申請図書を作成すること。なお、18条申請については後日変更処理とする。
- iii 既存建物・工作物・土地・通路等に係る法的諸元及び既存不適格状況等を確認し、必要に応じて特定行政庁、所轄消防署、市区町村及び住まいセンター等と協議を行うこと。
- iv 屋上工作物や設備諸室等の立入りに特別な許可が必要な場合は、各関係部署と協議した上で調査を行い、設計内容に反映すること。

- ③ 当該団地の建築基準法第56条の2許可申請に関連する協議（協議の結果、図書作成及び申請手続きが必要となった場合は変更設計処理とする。）

- ④ 当該住棟の中層エレベーター設置に係る建築基準法第18条申請に関連する協議、図書作成

- ⑤ 中高層建築物に係る紛争防止及び調整に関する協議、届出作成、看板設置（看板設置にかかる費用は、後日設計変更処理とする。）

- ⑥ 緑化条例に係る協議、図書作成及び申請手続

- ⑦ 下記及びその他関連法令についての事前協議資料及び協議議事録

- イ 建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知関連（構造計算適合性判定を含む。）
- ロ 福祉のまちづくり条例関連
- ハ 景観法に基づく届出関連
- ニ 建築物環境配慮制度関連
- ホ 消防用設備等関連
- ヘ 土壌汚染対策法にかかる手続
- ト 排水設備の変更に関する申請関連
- チ 宅地造成等規制法の申請関連
- リ 開発許可関連
- ヌ その他

- ⑧ 供給事業者等（電力、電話、CATV、ガス、上下水道）との協議及び協議議事録

(7) 土地利用履歴調査

- ① 土地利用の履歴等調査届出書に必要な土地利用の履歴等調査を土地登記簿、地形図、航空写真等を用いて行い、「土地利用の履歴等年表」を作成し調査結果をまとめる。
- ② 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書に必要な添付図面（土地の改変範囲図、断面図等）を作成する。

4 成果品

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく次に示す成果品を提出する。

- (1) 基本設計（現地調査を含む）成果品
- (2) エレベーター目標工事費算定設計および実施設計図成果品
別紙2のとおり。
- (3) 積算関連
積算内訳明細書はA4とし、都市機構所定の様式（内訳作成システムを使用したものを標準）とし、内訳計上細目の計算及び集計過程が明確なものとする。
下記図書を提出するものとする。
 - ① 積算数量計算書
 - ② 積算内訳明細書（金抜及び金入りの2種類）〔但し、土木・造園は不要〕
 - ③ 見積リスト、徴集した見積原本、見積比較表（案）
 - ④ 代価計算書（案）、複合単価計算書（案）〔但し、土木・造園は不要〕
 - ⑤ その他関連資料（支払率表含む。）
- (4) 申請関連
申請関連に係る成果物として、上記3(6)に記載の図書一式を、提出先毎に定められた提出部数一式として、納品すること。
また、図書一式のデジタルデータ（CADデータ含む。）も併せて提出すること。
- (5) 耐震診断
耐震診断を実施する場合は別途指示する。
- (6) 土地利用履歴調査
以下の報告書を提出すること。（正副2部（A4ファイル）、電子データファイル（原稿））
 - ① 履歴等調査根拠資料（土地の登記簿謄本、公図、航空写真、住宅地図他）
 - ② 土地利用の履歴等年表、調査結果まとめ、土地の改変範囲図・求積図、断面図他

5 特記事項

- (1) 業務着手及び業務工程表の提出
受注者は、仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において着手とは管理技術者が業務の実施のため調査職員に業務工程表を提出し、打合せを行い調査職員の承認を受けることを言う。
- (2) 管理技術者等
 - ① 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め様式1により発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。

- ② 管理技術者は、関連する他の設計業務等が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。
 - ③ 受注者は、管理技術者の下でその業務を行う者として担当技術者を配置するものとし、発注者が指定する職種ごとに、担当技術者の中から、その職種に関する担当技術者の総括を行う者として主任担当技術者を定めるものとする。
 - ④ 管理技術者、主任担当技術者の資格要件については、別紙3による。
 - ⑤ 管理技術者は主任担当技術者を兼任することができる。また、各主任担当技術者は他の職種の主任担当技術者を兼任できることとする。
- (4) 現地調査
- 設計の着手にあたっては、調査職員と連絡を取り、事前に設計対象敷地及び周辺の現況を充分調査し、設計に反映すること。
- (5) 関連設計
- 当該設計以外の関連設計についても充分把握し、整合性を持って設計するものとする。関連業務の想定は以下のとおり。
- ・ 〈仮称〉06－奈良西部エリア中層EV法令（開発許可）検討設計
- (6) 協議及び設計記録の整備
- 設計の各段階における設計案が出来たとき、又は特に必要と認められるときは調査職員と充分協議の上、確認を受ける。また、協議内容については、その都度、設計記録を整備し、調査職員に提出する。
- (7) 提出図書の様式等
- ① 提出する設計図書は、調査職員の指示による。
 - ② 提出図書は都市機構所定の用紙及び様式又は指示する用紙、様式とし、原図は所定のファイルに納め提出する。また、指示する設計図書等には、設計事務所名、建築士登録番号、建築士名を記載し押印する。
 - ③ 編集、構成、文字及び寸法等の要領は調査職員の指示による。
 - ④ 現地調査において撮影した写真は、ファイル等に整理し提出すること。
- (8) 設計図書の提出
- 受注者は、業務が完了したときは、遅延なく、業務内容成果品一式を提出すること。
- 積算、申請及び耐震診断の履行中において調査職員から設計図書（複写）の提出を求められたときは、その都度提出するものとする。
- (9) 契約完了後の義務
- 契約完了後、成果物に誤記が認められたときは速やかに修正する。また、建設工事中及び竣工後、随時調査し、今後の設計に参考となる意見があれば提出する。
- なお、契約不適合責任に関しては、建築設計業務請負契約書第41条第1項から第3項による。
- (10) 疑義

本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。

(11) 設計完了手続き

設計完了後に次の書類を2部提出する。①完成届 ②納品書 ③引渡書 ④請求書

(12) 履行報告

建築設計業務請負契約書第17条に規定する契約の履行に関する報告は、調査職員の求めに応じて報告しなければならない。

なお、報告を求める場合とは、(随時・() 終了時・() 終了時・() 終了時・その他)とする。

(13) 貸与品等

建築設計業務請負契約書第18条に規定する貸与品等は次のものとする。

貸与品等の品名	数量	引渡場所	引渡時期	返還時期等
事前調査報告書 中層エレベーター設置に係る 検討調査	1	発注者の 事務所	契約締結時	業務完了時
法申請書類(写)	1		契約締結時	複写済み次第速やかに
測量業務成果品	1		契約締結時	業務完了時
土質調査報告書	1		R6.7月末に柱状図、R6.8月下旬に 仮報告書	業務完了時
設計対象建築設計図書一式 (マイクロフィルムをPDF 化したもの)	1		契約締結時	業務完了時
機構住宅保全工事改修設計資 料集 西日本支社(令和元 年度版)	1		契約締結時	業務完了時

(14) 再委託等

再委託の取扱いについては、次の例のとおりとする。

	基本設計	目標工事費算定設計・実施設計
再委託不可 の内容	①企画・構想立案のマネジメント ②設計の中核となる図面の作成 ③打合せ及び内容説明	①設計の総合調整マネジメント ②設計の中核となる図面の作成 ③打合せ及び内容説明
あらかじめ 承諾を得て 再委託でき る業務※	一部専門分野の業務 〔例〕 ・構造 ・積算 ・機械 ・電気 ・土木 ・造園 など	一部専門分野の業務 〔例〕 ・構造 ・積算 ・機械 ・電気 ・土木 ・造園 など

特に承諾を 要しない業 務	補助的な業務 〔例〕 ・コピー、印刷、製本、資料収集、要約といった簡易な業務 ・トレース業務、模型作成、パース作成、写真撮影 ・計算（省エネルギー関係、防災関係） ・データ入力（CAD、電算）
---------------------	---

※ 建築設計業務請負契約書第12条第2項の規定により、業務の一部専門分野の業務（構造設計、設備設計（積算含む。）、建築積算、屋外設計、診断業務等）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、下記の全ての要件を満たす事務所を選定するものとし、あらかじめ様式2により再委託承諾申請書を提出し承諾を受けなければならない。

なお、これに併せて再委託に係る費用がわかる書面を提出すること。

また、再委託承諾申請書の提出にあわせて、下記の資格者及び実績が分かる書面を提出すること。

A 各業務共通

別紙3（上記(2)参照のこと。）に示す技術者を配置することができること。

B 構造設計

(A) 一級建築士事務所登録がされていること。

(B) 過去10年以内に都市機構または公的機関における共同住宅等の構造設計実績を1件以上有していること。

(C) 過去に携わった都市機構または公的機関の物件において、不適切と判断される設計を行っていないこと（但し、「不適切と判断される設計」が判明してから概ね5年程度を経過した事務所、または、概ね5年程度を経過していなくても業務上の改善が成されたと都市機構にて判断した事務所を除く。）。

C 機械設備設計

(A) 過去10年以内に都市機構または公的機関における共同住宅の機械設備改修設計の元請け実績を1件以上有していること。

D 電気設備設計

(A) 過去10年以内に都市機構または公的機関における共同住宅の電気設備改修設計の元請け実績を1件以上有していること。

E 屋外設計（土木・造園）

(A) 過去10年以内に都市機構または公的機関における共同住宅の屋外付帯改修工事に関する設計の実績を有していること。

F 建築積算

(A) 別紙3中資格欄に示す資格を有する担当技術者が3名以上いること。

(B) 過去10年間に於いて都市機構または公的機関の発注した積算業務の元請け又は下請けを有していること。

(15) 法申請（共通）

① 建築基準法及び関連法令等を遵守して設計図書を作成すること。

② 申請図書は、一級建築士事務所登録の設計事務所として、当該事務所に登録されている一級建築士が記名・押印を行い作成すること。関係法令等に基づき必要となる場合には、設備設計一級建築士が設備設計を行い、設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印を行うこと。又は設備設計一級建築士が設備関係規定への法適合確認を行い、設備設

計図書に法適合確認の結果を記載するとともに設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印を行うこと。

- ③ 申請に関する補助（様式への記入補助、提出補助等）を行うこと。
- ④ 申請図書は申請に支障のない時期までに完成させること。行政庁等からの指摘に対しては速やかに対応して適宜修正等を行うものとし、その際に作成した関連資料等も合わせて都市機構に提出すること。
- ⑤ 受注者は基準法その他関係法令に定める「設計者」となるものとする。（但し、既存の 86 条及び 18 条申請については要協議とする。）

(16) 法申請（1 棟 1 事務所の場合及び 1 棟複数事務所の場合の代表事務所）

- ① 受注者は、他の関連する設計の内容を十分把握し、法申請単位建物全体としての法律への適合性（意匠図・構造図・構造計算書・設備図の整合性等）を確認するものとする。
- ② 受注者は、計画通知に記載する「代表となる設計者」となるものとする。
- ③ 別途通知する設計者と十分調整し設計を行うこと。

(17) 法申請（1 棟複数事務所の場合のサブ事務所）

- ① 受注者は、他の関連する設計の内容を十分把握し、当該建物全体としての法律への適合性（意匠図・構造図・構造計算書・設備図の整合性等）を確認するものとする。
- ② 受注者は、計画通知に記載する「その他の設計者」となるものとする。
- ③ 別途通知する設計者と十分調整し設計を行うこと。

(18) 構造設計関係

- ① 「構造設計実績等概要書」（様式 3）を、構造設計の再委託の有無に関わらず提出すること。
- ② 構造計算プログラムへの入力データ及び出力データを提出すること。また、構造計算プログラム以外で電子計算機等を利用して計算した部分については、その部分の計算内容及び結果が分かる電子データを合わせて提出すること。

(19) 業務成績評定

本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定（業務評定点及び管理技術者評定点）を通知する。付与した業務評定点及び管理技術者評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用する可能性がある。

(20) 秘密の保持

受注者は、別途「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結し、善良な管理義務を負うものとする。

(21) 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への登録

受注者は、本業務について、業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の仕様に基づく「業務カルテ」を作成し、都市機構担当職員の確認を受けた後に、（一社）公共建築協会に登録すること。確認は、当該業務の「業務カルテ詳細情報」により行い、都市機構担当者の署名及び捺印を受けること。

また、（一社）公共建築協会が発行する「業務カルテ受領書」の写しを都市機構担当職員に提出しなければならない。

なお、登録については、(一社)公共建築協会の所定の方法により行うものとし、詳細については、(一社)公共建築協会のホームページの「公共建築設計者情報システム(PUBDIS)」(<https://www.pbaweb.jp/pubdis/>)等より確認すること

(22) 本業務の内容については、改修設計の途中検討結果等を踏まえ、その後の業務の実施内容に変更が生じる場合がある。業務内容の変更については、後日設計変更処理するものとする

(23) 本業務の内容については、実施設計・工事の公募状況により、実施設計に移行する場合がある。業務内容の変更については、後日設計変更処理するものとする。

(24) 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領(別紙5)に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以 上

別紙 2

エレベーター目標工事費算定設計および実施設計図に係る成果品（仕様書 4 (2)）

下表の内容欄は、「○：新規作成（実施設計図作成）、△：標準設計図又は既存図を修正、－：対象外」を示す。

1 共通図

設計図書の種類	縮尺	記載概要	内容
案内図	1:25,000 程度	最寄駅、主要交通機関、スケールバー、オリエンテーション	△
配置図	1:500 及び 1:3,000 程度	敷地境界、敷地周辺建物、住棟・施設、屋外附属建物、棟番号、棟別設計 GL、スケールバー、オリエンテーション、位置出し用座標、EV 設置前後	○
設計概要書	A3 版	団地概要、設計主旨、縮小図面集	○
仮設計画図	A3 版	工事車両進入路(高さ・回転半径)、足場設置範囲、鉄骨建方影響範囲、仮囲い範囲、鉄板敷き範囲、仮設駐車場・駐輪場・倉庫の設置、残土仮置き範囲、杭打機施工範囲、駐車場移動計画、ステップ図（外壁修繕その他工事も含む。）	○
工事工程表	A3 版	仮設計画(仮設駐車場・駐輪場・倉庫、仮囲い)、既存埋設管切り回し、杭、土工事、基礎、鉄骨、EV、仕上、外構を含め、EVを工事する工程・ステップ図・想定工期（外壁修繕その他工事も含む。）	○

2 建物設計（意匠）（但し、外壁修繕その他工事を除く。）

設計図書の種類	縮尺	記載概要	内容
表紙			△
図面リスト			△
特記仕様書			△
面積表、面積算定図		基準法面積、算定図	○
仕上表		内部・外部・現況・EV 設置及び修繕後	△
各階平面図	1:200	EV 設置及び修繕後、同じ場合は基準階平面図で可	○
立面図・断面図	1:200	EV 設置及び修繕後、立面 4 面、断面 2 面以上	○
矩計図	1:50	EV 設置及び修繕後、各 2 面以上	○
平面詳細図	1:50	EV 設置及び修繕後	○
断面詳細図	1:50	EV 設置及び修繕後、スロープ、エレベーターシャフト	○
建具キープラン・建具表	1:50	EV 設置及び修繕後	△
特殊詳細図	1:10 程度	EV 設置及び修繕後、部分納まりの詳細化	○
現況平面図	1:200	各階、同じ場合は基準階平面図で可	○
現況立面図・断面図	1:200	立面 4 面、断面 2 面以上	○
階段室撤去・補修詳細図	1:200 1:50	各階、同じ場合は基準階平面図で可 詳細図	○
その他		仕様書 2 及び 3 による（住民説明資料等）	○

3 建物設計（構造）

設計図書の種類	縮 尺	記 載 概 要	内容
特記仕様書「構造編」			△
鉄骨構造標準図			△
地業工事特記仕様書		杭基礎及び地盤改良工事を伴う場合に限る	△
柱状図		位置図を含む、業者名を併記	△
基礎伏図		杭リスト、基礎リスト、基礎梁リスト含む	○
伏図	1:200		○
軸組図	1:200	すべての通りを表記	○
部材リスト		鉄骨等部材、床板、溶接規準図、鉄骨ジョイントリストを含む	○
詳細図	1:30～1:50	鉄骨架構、既存建物の躯体復旧図等	○
構造計算書		上部構造・基礎部分（実施設計相当のもの）	○
その他		仕様書2及び3による	○
基礎工法比較表	A3	見積、計算書を含む	○

4 建物設計（電気）

設計図書の種類	縮 尺	記 載 概 要	内容
中表紙・図面リスト	—		△
特記仕様書	—		△
部分詳細配線共通図	—	位置は担当者の指示による	○
分電盤結線図	—	電灯・動力・弱電	○
幹線・動力・共用灯系統図・参考姿図	—	電灯・動力・共用灯設備の系統図 および照明器具、盤類などの主要機器の姿図	○
幹線・動力・共用灯平面図	1:200 程度	電灯・動力・共用灯設備の平面図 (撤去・改修図(非常照明含む))	○
弱電設備 系統図	—	弱電設備(電話・EV 警報設備など)の系統図	○
弱電設備 平面図	1:200 程度	弱電設備(電話・EV 警報設備など)の平面図 (撤去・改修図)	○
屋外引込設備図	1:200 程度	電灯・動力・弱電の引込図	○
設計計算書		電圧降下計算、照度計算他必要なもの	○
その他		仕様書2によるほか、消防、主事等の行政協議記録及び電力、電話、CATV、VDSL事業者との協議記録	○

5 建物設計（機械）

設計図書の種類	縮 尺	記 載 概 要	内容
中表紙・図面リスト	—		△

エレベーター設備 工事特記仕様書	-	特記仕様書、エレベーター仕様表	△
エレベーター設備 工事参考図	-	調査職員が必要と認めた場合	△
機械設備改修工事 特記仕様書			△
機械設備改修工事 全体配置図(現況 図)	1:400 程度		○
機械設備改修工事 全体配置図(改修 図)	1:400 程度		○
機械設備改修工事 既存撤去図	1:200 程度	給水、排水、ガス、換気、消火設備の撤去図等(平 面図及び系統図)	○
機械設備改修工事 改修図	1:200 程度	給水、排水、ガス、換気、消火設備の改修図等(平 面図及び系統図)	○
機械設備改修工事 各部詳細図	1:10 程度	給水、排水、ガス、換気、消火設備で必要なもの	○
設計計算書	-	給水、排水、ガス、換気、消火設備で必要なもの	○
その他		仕様書2による	○

6 屋外設計(土木)

設計図書の種類	縮尺	記載概要	内容
中表紙・図面リスト	-		△
特記仕様書			○
内訳総括表			○
現況平面図	1/250~1/500	現況高さを含む	○
現況埋設管平面図	1/250~1/500	汚水・雨水・水道・電気・ガス等について記載	○
撤去平面図	1/250~1/500	道路、舗装、雑工作物等について記載	○
排水撤去平面図	1/250~1/500	雨水・汚水について記載(排水縦断図も含む)	○
排水計画平面図	1/250~1/500	雨水・汚水について記載(排水縦断図も含む)	○
計画平面図	1/250~1/500	道路(計画高も含む)、舗装、雑工作物等について 記載	○
道路縦断図	縦 1/100、横 1/250~1/500	道路について記載	○
仮設計画・復旧図	1/250~1/500	仮設駐車場・仮設通路・仮設ヤード等について (割付図も含む)	○
構造図	適宜	排水・道路・舗装・雑工作物・仮設物等について記 載	○
その他		仕様書2による	○

7 屋外設計(造園)

設計図書の種類	縮尺	記載概要	内容
中表紙・図面リスト	—		△
特記仕様書			○
内訳総括表			○
全体平面図			○
施設撤去平面図	1/250～1/500		○
移植・伐採平面図	1/250～1/500	高木、中低木、地被について記載	○
植栽平面図	1/250～1/500	高木、中低木、地被について記載	○
施設計画平面図	1/250～1/500	屋外施設について記載	○
地割寸法図	1/250～1/500	建物に対する屋外の設え配置について記載	○
詳細図	適宜		○
その他		仕様書2による	○

8 建物設計（外壁修繕その他工事）

設計図書の種類	縮尺	記載概要	内容
表紙			△
図面リスト			△
特記仕様書①		外壁修繕工事、バルコニー床防水修繕工事	△
平面図（屋根伏図）	1:150程度	外壁修繕工事、バルコニー床防水修繕工事	○
立面図	1:150程度	外壁修繕工事、バルコニー床防水修繕工事	○
断面図	1:150程度	外壁修繕工事、バルコニー床防水修繕工事	○
矩計図	1:50程度	外壁修繕工事、バルコニー床防水修繕工事	○
階段詳細図	1:50程度	外壁修繕工事、バルコニー床防水修繕工事	○
仕上表		外壁修繕工事、バルコニー床防水修繕工事	○
建具表		外壁修繕工事、バルコニー床防水修繕工事	△
平面詳細図	1:75程度	外壁修繕工事、バルコニー床防水修繕工事	○
部分詳細図	1:5～1:10程度	外壁修繕工事、バルコニー床防水修繕工事	○
特記仕様書②		鉄部塗装（手摺・建具等）工事	△
工事明細表②（数量表）		鉄部塗装（手摺・建具等）工事	△
部位別数量内訳書		鉄部塗装（手摺・建具等）工事	△
型式別積算		鉄部塗装（手摺・建具等）工事	△
その他		仕様書2及び3による	○

9 その他注意事項

- (1) 階段室型住棟に設置するエレベーター棟については標準設計図書等を利用すること。
- (2) 状況に応じて、図面種類は取捨選択・統合等を行なうこと。
- (3) 提出する設計図書一式については、デジタルデータ（CADデータ）も、併せて納品することとする。データのファイル形式については、別途調査職員と打合せのうえ、決定する。
 なお、提出されたデータは、当該工事受注者に貸与し、当該工事における施工図及び当該建築物等の完成図の作成に使用する場合がある。
- (4) 構造計算に係る成果物として、下記①～②を調査職員（構造）に提出すること。

- ① 構造計算書の表紙に構造設計事務所名、構造設計者名及び捺印した製本を1部
- ② 上記①の対象となるもののPDFデータ、及び、構造計算に用いた入力データ・出力データ・他の電子データをCD-Rに保存したものを1部

別紙 3

配置技術者について（仕様書 5 (2)）

1 管理技術者

資格	次の資格等を有していること。 ・一級建築士の資格を有し建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による登録を行っている者で、 <u>当該資格取得後において当該保有資格をもって行った</u> 、5 年以上の実務経験があること。
実績	平成 26 年度以降に、説明書 4(1)⑤に掲げる業務（受注形態条件についても同 4(1)⑤に同じ。）に従事した経験を有する者であること。
その他	申請書及び資料の提出期限日時点において、本件業務の参加希望者と <u>直接的かつ恒常的な雇用関係</u> があること。
備考	

2 主任担当技術者

(1) 建築設計

資格	次の資格等を有していること。 ・一級建築士の資格を有し建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による登録を行っている者であること。
備考	—

(2) 建築構造設計

資格	次の資格等を有していること。 ・構造設計一級建築士の資格を有し建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による登録を行っている者であること。
備考	—

(3) 建築積算

資格	次のいずれかの資格を有していること。 ・建築積算士 ・一級建築士の資格を有し建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による登録を行っている者であること。
備考	—

(4) 機械設備設計・積算

資格	次のいずれかの資格を有していること。 ・設備設計一級建築士 ・建築設備士 ・技術士（機械部門、衛生工学部門または電気電子部門）
備考	—

(5) 電気設備設計・積算

資格	次のいずれかの資格を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・設備設計一級建築士 ・建築設備士 ・技術士（電気電子部門または総合技術監理部門（電気電子））
備考	—

(6) 土木設計・積算

資格	次のいずれかの資格を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門） ・RCCM
備考	—

(7) 造園設計・積算

資格	次のいずれかの資格を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（建設部門（都市及び地方計画または建設環境）または総合技術監理部門（左記選択科目）） ・RCCM（造園部門または都市計画及び地方計画部門）
備考	—

法令等に基づく届出チェックリスト

- ※1 確認印：工事完了時の完了確認用。工事監理者からの報告により、PJリーダーが確認。
- ※2 設計者：在来の場合：URの設計部門が記入したものを、工事の現場説明書及び監督の仕様書に添付し、工事期間中に当初の記入済みの項目含めて建設業者が確認する。
設計施工の場合：建設業者の設計部門が記入したものを、工事期間中に当初の記入済みの項目含めて建設業者が確認する。

設計名称：	設計者：	印	完了報告確認※1
工事件名：	工事監理者：	印	
	工事受注者：	印	

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の 要不要等	提出期日	提出日 (予定日)	担当者	届出日	届出確認日
●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。												届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
1 建築基準法に基づく届出																	
1	仮使用承認申請書	建築基準法第7条の6	特定行政庁	支社長		○											
2	工事中の消防計画届出書	建築基準法第7条の6	消防長、消防署長	支社長	仮使用申請時等	○											
3	建築設備工事監理報告書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁建築主事	支社長		○	○	○	○								
4	品質管理調査書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁建築主事	支社長	昇降機等建築設備の検査報告	○	○	○	○								
5	工事監理報告書(シックハウス対策関係)	建築基準法第12条第3項	特定行政庁建築主事	支社長		○	○	○	○								
6	建築設備工事監理(状況)報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁建築主事	支社長	特定行政庁等が必要とする場合のみ	○	○	○	○								
7	建築工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁建築主事	工事監理者等		○	○										
8	建築工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁建築主事	工事監理者等		○	○										
9	鉄骨工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁建築主事	工事監理者等		○	○										
10	鉄骨工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁建築主事	工事監理者等		○	○										
11	建築工事届	建築基準法第15条	知事・建築主事	支社長	1項	○	○										
12	建築物除却届	建築基準法第15条	知事	支社長 施工者	1項	○	○			○							
13	計画通知書(昇降機を含む)	建築基準法第18条	特定行政庁	支社長		○	○	○	○	○							
14	構造適合性判定	建築基準法第18条の2	都道府県知事又は 指定構造計算適合性判定機関	支社長		○	○			○							
15	計画変更通知	建築基準法第18条	特定行政庁	支社長		○	○	○									
16	建築主等変更届	建築基準法第18条	特定行政庁	支社長		○	○										
17	設計変更申請書	建築基準法第18条	特定行政庁	支社長		○	○	○									
18	工事完了通知書(昇降機を含む)	建築基準法第18条	建築主事	支社長		○	○	○	○								
19	工事監理者・工事施工者変更等届	建築基準法第18条	建築主事	支社長		○	○										

No.	届出書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																	
20	中間検査分割受検申込書	建築基準法第7条の3第1項	建築主事	支社長			○			○							
21	中間検査申請書(特定工区工事終了通知書)	建築基準法第18条	建築主事	支社長		○	○			○							
22	追加説明書(計画通知)	建築基準法第18条の3	建築主事	支社長		○	○										
23	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	支社長	5項					○							
24	許可申請書	建築基準法第43条	特定行政庁	支社長	敷地等と道路との関係		○										
25	許可申請書	建築基準法第44条	特定行政庁	支社長	道路内の建築制限		○										
26	許可申請書	建築基準法第48条	特定行政庁	支社長	用途地域等		○										
27	許可申請書	建築基準法第51条	特定行政庁	支社長	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置		○										
28	許可申請書	建築基準法第52条	特定行政庁	支社長	容積率		○										
29	許可申請書	建築基準法第55条	特定行政庁	支社長	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における建築物の高さの限度		○										
30	許可申請書	建築基準法第56条の2	特定行政庁	支社長	日影による中高層の建築物の高さの制限	○	○										
31	許可申請書	建築基準法第59条の2	特定行政庁	支社長	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	○	○										
32	地区計画容積認定申請	建築基準法第68条の3	特定行政庁				○										
33	地区計画等の特例等その他の許可・認定申請	建築基準法第68条の4～9	特定行政庁	支社長													
34	適合部材申請	建築基準法第68条の10～	国土交通大臣	支社長													
35	構造方法等の認定申請書	建築基準法第68条の26	国土交通大臣	支社長			○										
36	仮設建築物の許可	建築基準法第85条	建築主事	支社長			○										
37	一団地認定申請書	建築基準法第86条	特定行政庁	支社長		○	○				○	○					
38	一団地(変更)認定申請書	建築基準法第86条の2	建築主事	支社長		○	○				○	○					
39	認定取消申請	建築基準法第86条の5	特定行政庁	支社長		○	○				○	○					
40	工作物の申請	建築基準法第88条	建築主事	支社長		○					○						
41	工事施工者届	建築基準法施行細則第5条	建築主事	支社長		○	○	○	○								
42	工事監理者届	建築基準法施行細則第5条	建築主事	支社長		○	○	○	○								
43	既存不適格調査	建築基準法施行規則第1条の3表二(63)	建築主事	支社長		○	○										
44	建築物の定期報告(点検)	建築基準法第8条、12条 建築基準法施行令第16(14条の2) 建築基準法施行規則第4条の20			この制度は、国、都道府県、特定行政庁等の建築物については適用されるが報告義務はない。(建築物の点検等)※建築memo	○	○										

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																	
2 建築士法に基づく届出																	
1	建築士事務所登録申請書	建築士法第23条	知事	支社長	各職種建築士に対応要	○	○										
2	建築士事務所登録事項変更届	建築士法第23条の5	知事	支社長	各職種建築士に対応要	○	○										
3	設計等の業務に関する報告書	建築士法第24条	知事	支社長	各職種建築士に対応要	○	○										
3 消防法・火災予防条例等に基づく届出																	
1	火を使用する設備等の設置(変更)届出書	消防法9条・9の2条・火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第57条第1項)	消防長又は消防署長	支社長	ヒートポンプ冷暖房器等	○	○	○									
2	液化石油ガス貯蔵又は取扱の開始届出書	消防法第9条の3火災予防条例	消防署長	支社長				○	○								
3	危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置(変更)許可申請書	消防法11条第1項	市町村長等都道府県知事	支社長	指定数量以上の危険物	○	○	○	○								
4	危険物保安監督者選任・解任届	消防法13条	市町村長等	支社長	政令で定める危険物製造所等			○	○								
5	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画書	消防法第14条の2火災予防条例	消防署長、市町村長	支社長		○	○	○									
6	消防用設備等設置計画書	消防法17条	消防長、消防署長	支社長		○	○	○	○								
7	消防用設備等着工届	消防法17条14	消防長、消防署長	支社長		○	○	○									
8	特殊消防用設備等大臣認定申請書	消防法第17条の2の2	総務省消防庁予防課	支社長	防火対象物に必要な消防用設備等に代えて、特殊消防用設備等の設置を希望する場合	○	○	○									
9	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書	消防法第17条の3の2	消防長又は消防署長	支社長	自動火災報知設備、ガス漏、非常警報、誘導灯、非常コンセント、排煙等	○	○	○	○	○							
10	消防用設備等の特例基準適用申請書	消防法第17条消防法施行令32条 総務省令40号	消防長又は消防署長	支社長		○	○	○	○								
11	特殊防火対象物設置届	消防法施行規則第3条	消防長	支社長			○										
12	消防計画書	消防法	消防長、消防署長	支社長			○										
13	指定水利変更等届出書	消防法	消防署長等	支社長		○			○	○							
14	防火水槽設置届	消防法	消防署長等	支社長					○	○							
15	消防活動空地設置届	条例	消防署長	支社長						○							
16	消防活動空地設置完了検査申請書	条例	消防署長	支社長						○							
17	消防水利設置届	条例	消防署長	支社長						○							
18	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	支社長						○							
19	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	支社長		○				○							
20	電気設備設置届出書	火災予防条例 57条第1項	消防署長	支社長		○	○										
21	少量危険物の貯蔵・取扱届出書	火災予防条例	消防署長	支社長		○	○	○									
22	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第58条の2)	消防長又は消防署長	支社長	自動火災報知設備、ガス漏、非常警報、誘導灯、非常コンセント、排煙等	○	○	○	○								
23	電気設備設置(変更)届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第57条第1項)	消防長又は消防署長	支社長	燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備	○	○	○									

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日	
<p>●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																		
24	危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成(前)検査申請書	危険物の規制に関する政令第8条	市町村長等 都道府県知事	支社長	指定数量以上の危険物	○	○	○					届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
25	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所設置(変更)届出書	火災予防条例等 (参考:東京都火災予防条例第31条)	消防長又は消防署長	支社長	指定数量未満の危険物等	○	○	○										
26	防火対象物工事等計画届	火災予防条例等 (参考:東京都火災予防条例第56条第1項)	消防長又は消防署長			○	○											
27	防火対象物使用開始届	火災予防条例等 (参考:東京都火災予防条例第56条の2)	消防長又は消防署長	支社長		○	○			○								
28	消防用設備等(特殊消防用設備等)の集中管理計画届出書	火災予防条例等 (参考:東京都火災予防条例第55条の2第2項)	消防総監	支社長		○												
29	防災センター評価申請書	東京消防庁通達予第180号	東京消防設備保守協会等	支社長		○												
30	消防防災システム評価申請書	東京消防庁通達予第148号	東京消防設備保守協会等	支社長		○												
31	防火対象物設置届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	支社長		○	○											
32	防火対象物使用開始届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	支社長		○	○											
33	防火対象物工事計画届	各自治体火災予防条例等	消防署長	支社長		○	○											
34	防火管理者選任(変更)届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長	支社長		○	○											
35	防火対象物点検報告書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	管理権限者	年1回	○	○	○	○									
36	防災管理点検報告書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	管理権限者	年1回	○	○	○	○									
4 道路法等に基づく届出																		
1	自費工事施工承認申請書	道路法第24条	区長	支社長		○	○			○	○							
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長	変更含	○	○	○	○	○	○							
3	道路掘削届	道路法第32条	道路管理者	支社長	変更含	○	○	○	○	○	○							
4	道路占用協議書	道路法第35条	道路管理者	支社長	国が行う事業、占用の特例	○	○	○	○	○	○							
5	沿道掘削届	道路法44条	道路管理者	支社長		○	○			○								
6	交通管理者協議	道路法第95条の2	公安委員会	支社長		○	○	○	○									
7	道路標識移設(撤去)承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	支社長		○				○	○							
8	道路使用許可申請書	道路交通法第77条	警察署長	支社長	道路使用時	○	○	○	○	○	○							
9	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長		○				○	○							
10	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長		○				○	○							
11	狭隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	支社長		○				○	○							
12	(埋設標の)道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長		○				○	○							
13	道路占用料減免申請書	条例	道路管理者	支社長		○	○	○	○	○	○							

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日
●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。																
4-1 駐車場法等に基づく届出																
1	路外駐車場設置(変更)届出書	駐車場法第12条	市長 都道府県知事	支社長		○	○			○	○					
2	路外駐車場供用開始届出書	駐車場法第13条	都道府県知事	支社長		○	○			○	○					
3	路外駐車場供用休止・廃止届出書	駐車場法第14条	都道府県知事	支社長		○	○			○	○					
5 河川法等に基づく届出																
1	河川工事等承認申請	河川法第20条	河川管理者	支社長		○	○			○	○					
2	河川法許可申請(流水の占用の許可)	河川法第23条	河川管理者	支社長		○				○	○					
3	河川法許可申請(土地の占用の許可)	河川法第24条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること	○	○			○	○					
4	河川法許可申請(工作物の新築等の許可)	河川法第26条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること	○	○			○	○					
5	河川法許可申請(土地の掘削等の許可)	河川法第27条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること	○	○			○	○					
6	河川法許可申請(河川保全区域における行為の制限)	河川法第55条	河川管理者	支社長	河川保全区域を確認すること	○				○	○					
6 都市計画法等に基づく届出																
1	開発行為許可申請書	都市計画法第29条	知事	支社長			○									
2	開発協議申請関連	都市計画法29条等(34条の2)	知事等	支社長	公園整備に係る開発事前審査願協議書完了届引継書					○	○					
3	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長						○	○					
4	建築承認申請書	都市計画法第37条		支社長			○									
5	地区計画の区域内における行為の届出書	都市計画法第58条の2	市長	支社長			○									
6	地区計画の区域内における行為の変更届出書	都市計画法第58条の2	市長	支社長			○			○						
7	地区計画等の区域内における建築等の届出	都市計画法第58条の2	市長等	支社長			○									
7 土地区画整理法に基づく届出																
1	区画整理法第76条申請	土地区画整理法第76条	知事 市長	支社長			○									
8 水道法に基づく届出																
1	専用水道布設工事設計確認申請書	水道法第33条第1項	行政長	支社長	給水施設の規模による	○				○	○					
2	簡易専用水道(設置届・)給水開始報告書	水道法施工細則23条(東京都)	保健所長 知事	支社長	給水施設の規模による	○				○	○					
3	給水装置の検査実施	水道法第17条		水道事業者	届け出の法文はない	○				○	○					
4	水道技術管理者の設置・報告	水道法第19条水道法施工細則18条	知事	支社長		○				○	○					
5	水質の検査の実施・記録作成・保管・報告	水道法第20条水道法施工細則19条	知事	支社長		○				○	○					
6	簡易専用水道受検報告書	水道法施工細則24条	知事	支社長		○				○	○					

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日
<p>●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																
9 水道関連条例																
1	給水関係事前協議に関する申請書	条例等	市町村町又は水道事業管理者	支社長		○			○	○						
2	上水道施設の開発に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業管理者	支社長		○			○	○						
3	上水道施設の設計審査に関する申請書	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長		○			○	○						
4	上水道施設の工事に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長		○			○	○						
5	上水道施設の移管に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長		○			○	○						
6	給水装置工事の設計審査に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長		○			○	○						
7	給水管(取付・撤去)工事承認申請書	水道法給水条例	水道局	支社長		○			○	○	○					
8	給水装置工事施工承認申請書 給水装置(新設・改造・撤去)工事申請書	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長		○			○	○	○					
9	その他給水管工事に関する承認申請書	給水条例	水道事業管理者	支社長	敷地内の給水設備に関する届出	○			○	○						
10	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	支社長		○			○	○						
11	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	支社長		○			○	○						
12	直結増圧給水に関する事前協議書	給水条例	水道事業管理者	支社長	直結増圧給水が可能な場合	○			○							
13	直結増圧給水の設計審査に関する申請書	給水条例	水道事業管理者	支社長	直結増圧給水が可能な場合	○			○							
14	直結増圧給水の施工に関する届出	給水条例	水道事業管理者	支社長	直結増圧給水が可能な場合	○			○							
15	直結増圧給水の維持管理に関する届出	給水条例	水道事業管理者	支社長	直結増圧給水が可能な場合	○			○							
16	受水槽以下装置の設計審査に関する申請書	給水条例	水道事業管理者	支社長	建物(敷地内)に受水槽を 掛け給水する場合	○			○							
17	受水タンク以下装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業管理者	支社長	各戸検針によりメーターを 設置する場合	○			○							
18	増圧給水設備以下給水装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業管理者	支社長	各戸検針によりメーターを 設置する場合	○			○							
19	各戸検針・各戸徴集に関する申請書、契約書	給水条例	水道事業管理者	支社長	各戸メーターにより検針する場合に必要 な水道事業者	○			○							
20	各戸検針メーターの寄付・移管に関する届出書	給水条例	水道事業管理者	支社長	各戸メーターの水道事業者への移管手 続きを行う場合	○			○							
21	給水開始申請書	給水条例	水道事業管理者	支社長		○			○	○						
22	その他給水に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業管理者	支社長		○			○	○						
23	貯水槽水道(設置・変更・廃止)届	条例等	水道局 知事	支社長		○			○							

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																	
10 下水道法に基づく届出																	
1	公共下水道工事施工承認申請書(着手届、竣工届、検査願)	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長		○					○	○					
2	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長		○					○	○					
3	デイスホーザ排水処理システムの維持管等に関する計画書	デイスホーザ排水処理システムに関する条例取扱要綱	下水道局長、市長他	支社長	東京都他	○			○								
4	デイスホーザ排水処理システム維持管理確認報告書	デイスホーザ排水処理システムに関する条例取扱要綱第7条の規定	下水道局長、市長、東京都下水道事業管理室	支社長	東京都他	○			○								
11 排水に係る届出																	
1	排水設備等新設等計画届出書	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
2	排水設備工事完了届	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
3	工事完了検査願	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
4	公共下水道使用開始届出書等	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
5	公共ます設置等承認申請書	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
6	公共ます等工事着手届兼現場立会届	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
7	公共ます等工事完了届	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
8	雨水浸透施設等設置工事計画届	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
9	雨水浸透施設工事完了届	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
10	工事完了検査願	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
11	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長	東京都市内	○					○	○					
12 解体に係る届出																	
1	解体事業計画書	条例	市長等	支社長	東京都市区内	○					○						
2	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長	東京都市区内	○					○						
3	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長	東京都市区内	○					○						
4	解体事業標識設置届	条例	市長等	支社長	東京都市区内	○					○						
5	解体事業実施届出書	条例	市長等	支社長	東京都市区内	○					○						
6	指定作業場廃止届	条例	市長等	支社長	東京都市区内	○					○						
13 振動規制法に基づく届出																	
1	特定施設設置届出書	振動規制法第6条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○	○	○								
2	特定施設使用届出書	振動規制法第7条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○										
3	特定施設の種別及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○										

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。																	
4	振動の防止の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること	○											
5	氏名等変更届出書	振動規制法第10条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること	○											
6	特定施設使用全廃届出書	振動規制法第10条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること	○											
7	承継届出書	振動規制法第11条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること	○											
8	特定建設作業実施届出書	振動規制法第14条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること	○											
9	フレキシブルディスク提出書	振動規制法施行規則第10条の2	市町村長	支社長	指定地域を確認すること	○											
14 騒音規制法に基づく申請																	
1	特定施設設置届出書	騒音規制法第6条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○	○	○								
2	特定施設使用届出書	騒音規制法第7条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○	○	○								
3	騒音の防止の方法変更届出書	騒音規制法第8条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○										
4	氏名等変更届出書	騒音規制法第10条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○										
5	特定施設使用全廃届出書	騒音規制法第10条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○										
6	承継届出書	騒音規制法第11条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○										
7	特定建設作業実施届出書	騒音規制法第14条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○										
8	フレキシブルディスク提出書	騒音規制法施行規則第11条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること		○										
15 航空法に基づく届出																	
1	制限表面区域内の建築物	航空法第49条	空港事務所長	支社長	区域内仮設物についての承認		○										
2	航空障害灯及び昼間障害標識の設置届出	航空法第51条、51条の2 航空法施行規則第238条	国土交通大臣	支社長	高さ60m以上の物件、空港近接等	○	○	○									
3	航空障害燈設置免除許可申請書	航空法第51条第1項ただし書	地方航空局保安部運用課	支社長	免除要件に該当する場合	○		○									
4	昼間障害標識設置免除承認申請書	航空法施行規則第132条の2第1項	地方航空局保安部運用課	支社長	免除要件に該当する場合	○		○									
16 交通バリアフリー法に基づく届出(高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第39条第1項に規定する土地区画整理事業に関する省令に基づく届出)																	
1	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長		○	○			○	○						
17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく届出																	
1	公園に関する協議	13条	公園管理者	支社長	対象は施行令1条旅客施設3条公園施設、4条特定建築物などが該当	○	○			○							
2	計画認定申請書	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条	所管行政庁	支社長	特定建築物の建築等	○	○			○	○						
3	変更認定申請書	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条	所管行政庁	支社長	認定の計画変更	○	○			○	○						
4	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく報告・申請	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	都道府県知事	支社長		○	○			○	○						
5	特定施設設置工事計画届出書	福祉のまちづくり条例	都道府県知事	支社長		○	○			○	○						

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																	
18 福祉のまちづくり条例に基づく届出																	
1	福祉のまちづくり条例届出書	各自治体 福祉のまちづくり条例	市長	支社長			○	○	○	○							
2	福祉のまちづくり条例施設新設届関連	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長			○	○	○								
3	福祉のまちづくり条例施設変更届関連	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長			○	○	○								
4	福祉のまちづくり条例設置工事届関連	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長			○	○	○								
5	福祉のまちづくり条例設置工事変更届関連	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長			○	○	○								
6	福祉のまちづくり条例標識交付申請書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長			○	○	○								
7	福祉のまちづくり条例適合証交付請求書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長			○	○	○								
8	福祉のまちづくり条例工事完了届出書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長			○	○	○								
19 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく届出																	
1	設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する 法律施行規則第3条	登録住宅性能評価機関	支社長			○										
2	建設住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する 法律施行規則第5条	登録住宅性能評価機関	支社長			○										
3	着工届		登録住宅性能評価機関	支社長			○										
4	各段階工程検査申請書		登録住宅性能評価機関	支社長			○										
5	完了届		登録住宅性能評価機関	支社長			○										
6	変更設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する 法律施行規則第3条	登録住宅性能評価機関	支社長			○										
20 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく届出																	
1	特定建築物の地震に対する安全性等に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に 関する法律施行令第6条	所管行政庁都道府県知事	支社長			○	○									
2	認定建築物の耐震改修に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に 関する法律第19条	所管行政庁都道府県知事	支社長			○	○									
3	認定申請書	建築物の耐震改修の促進に 関する法律第17条	所管行政庁都道府県知事	支社長			○	○									
4	変更認定申請書	建築物の耐震改修の促進に 関する法律第18条	所管行政庁 都道府県知事	支社長			○	○									
21 景観法に基づく届出																	
1	景観計画区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長 (県知事等)	支社長	景観計画区域を確認すること		○	○			○	○					
2	景観区域内における行為の変更届出書	景観法第16条	景観行政団体の長 (県知事等)	支社長	景観計画区域を確認すること		○	○			○	○					
3	都市景観協議申出書	条例	市長等	支社長			○	○			○	○					
22 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく届出																	
1	住宅瑕疵担保責任保険申し込み申請	特定住宅瑕疵担保責任の 履行の確保等に関する法律	住宅瑕疵担保責任保険法人	支社長			○										
2	住宅建設瑕疵担保保証金の 還付を受ける額についての技術的確認の申請書	特定住宅瑕疵担保責任の 履行の確保等に関する法律	工事受注者	支社長			○										

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日
<p>●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁に合わせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																
23 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく法律																
1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象建設工事通知[対象建設工事届](着工後に対象工事となった場合も含む)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条1項、第11条【国、自治体】	特定行政庁	支社長	特定建設資材の種類、着工の時期、工種の概要	○	○	○	○	○	○					
2	対象建設工事の請負契約に係る書面	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条	支社長(当事者間)		変更の都度、相互に交付	○	○	○	○	○	○					
3	特定建設資材廃棄物の再資源化等完了報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条	支社長(当事者間)	支社長	請負者から発注者への報告・請負者の記録の保存	○	○	○	○	○	○					
24 土壌汚染対策法に基づく届出																
1	土壌汚染状況調査結果報告書	土壌汚染対策法第3条	知事等	支社長		○	○			○						
2	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法第9条	知事等	支社長		○	○			○						
3	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長		○				○						
4	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長		○				○						
25 海岸法に基づく届出																
1	海岸保全区域占用許可申請書	海岸法第7条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること	○	○			○	○					
2	海岸保全区域における施設(工作物)新設(改築)許可申請書	海岸法第8条1項2号	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること	○	○									
3	海岸保全区域における掘削(盛土、切土その他の制限行為)の許可申請書	海岸法第8条1項3号	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること	○	○			○	○					
4	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること	○				○	○					
26 港湾法に基づく届出																
1	港湾区域等の占用又は工事等の許可の申請	港湾法第37条1項1号: 占用 1項3号: 工事	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所、港湾管理者	支社長	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること	○	○									
2	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長	臨港地区を確認すること	○				○	○					
3	工事の着手・完了の届出	港湾区域内における工事等の規制に関する規則第5条	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所、港湾管理者	支社長		○	○									
27 電波法に基づく届出																
1	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第1項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	総務大臣各総合通信局	支社長	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に31mをこえる高層建築物を計画している場合		○									
2	高層建築物等変更届	電波法第102条の3第2項(又は、第102条の3第6項、第102条の4第2項)および電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	総務大臣各総合通信局	支社長	新たに高層建築物等予定工事届等を提出した建築主等が記載内容を変更する手続。		○									
3	伝搬障害の判定のための必要事項の報告	電波法第102条の3第3項(又は第102条の3第6項、第102条の4第3項)	総務大臣各総合通信局	支社長	総合通信局等の求めに応じて、建築主等が伝搬障害の判定のための必要事項について報告		○									
4	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第5項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	各総合通信局	支社長	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に31mをこえる高層建築物を計画している場合		○									
28 文化財保護法に基づく届出																
1	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	文化庁長官教育委員長	支社長	文化財包蔵地確認	○	○			○	○					
2	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	文化庁長官教育委員長	支社長	文化財包蔵地確認国の機関、地方公共団体等	○	○			○	○					

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日
<p>●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																
29 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出																
1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条	都道府県知事(又は政令市長)	支社長	PCBの保管のみ PCBの保管・使用・処分の両方あり	○	○	○	○							
2	承継届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事(又は政令市長)	支社長	PCB廃棄物の承継	○	○	○	○							
3	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第5条	都知事	支社長	使用中PCB製品を発見(東京都)	○	○	○	○							
4	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第9条	都知事	支社長	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け(東京都)	○	○	○	○							
30 宅地造成等規制法等に基づく届出																
1	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書	宅地造成等規制法第8条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること	○				○	○					
2	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可変更申請書	宅地造成等規制法第12条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること	○				○	○					
3	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の工事完了届	宅地造成等規制法第13条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること	○				○	○					
4	工事届	宅地造成等規制法第13条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること	○				○	○					
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	支社長		○				○	○					
31 大気汚染防止法に基づく届出																
1	ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	大気汚染防止法第6条第1項	都道府県知事	支社長	ばい煙を大気中に排出する場合	○		○	○							
2	特定粉じん排出等作業実施届出書	大気汚染防止法第18条の15	都道府県知事	支社長	石綿等を含む建築物等の解体等作業を行う場合	○	○	○	○							
32. 砂防法に基づく届出																
1	砂防指定地内制限許可申請(砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等)	砂防法4条	知事等	支社長	砂防指定地を確認すること	○				○	○					
33 都市緑地法等に基づく届出																
1	(特別)緑化保全地域内の行為の届出	都市緑地法第8条、第14条	都府県知事	支社長	各区域を確認	○	○									
2	地区計画等緑地保全条例に関する届出	都市緑地法第20条	市町村長	支社長		○	○									
3	緑化率適合証明等申請書	都市緑地法施行規則第25条	市長	支社長		○	○									
4	緑化施設適合申請	都市緑地法施行第25条	市長	支社長		○	○									
5	緑化計画書、完了届	都・府・県・市・区 緑化関連条例	都府県知事 市長、区長	支社長		○					○					
6	「緑地の保存・保存樹等に関する協定」の締結申出書、完了届	保存緑地・保存樹関連条例	市長	支社長		○					○					
7	街路樹植栽計画承認申請書、完了届、引継書	街路樹整備関連条例	市長	支社長		○					○					

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。																	
34 電気事業法に基づく届出																	
1	工事計画(変更)届出書	電気事業法第48条第1項	主務大臣産業保安監督部	支社長	受電電圧10KV以上の需要施設、ばい煙発生施設	○	○										
2	使用前安全管理審査申請書	電気事業法第51条第3項	主務大臣産業保安監督部	支社長	受電電圧10KV以上の需要施設、ばい煙発生施設	○	○										
3	自家用電気工作物使用開始届出書	電気事業法第53条	産業保安監督部	支社長	譲り受け又は借受けた場合等(第55条の2)	○	○										
4	受電届	電気使用制限等規則9条	経産大臣産業保安監督部	支社長	受電電力3,000kW以上	○	○										
35 放送法・有線電気通信法に基づく届出																	
1	変更登録申請書(登録一般放送事業者用)	放送法第130条第1項・放送法施行規則第140条第1項	総務大臣 関東総合通信局	理事長	引込端子の数が501以上の設備の追加、変更、廃止	○	○										
(注意)引込端子数501端子以上の設備の追加、変更及び廃止は、機構が登録を受けている一般放送業務についての変更登録申請の扱いとなるので、本社と協議すること。																	
2	一般放送の設備設置及び業務開始届		総務大臣各総合通信局	支社長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル共聴等)	○	○										
3	一般放送業務開始届書	放送法第133条第1項	総務大臣各総合通信局	支社長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの	○	○										
4	一般放送の設備設置及び業務開始届書記載事項変更届出書	有線電気通信法第3条第3項及び放送法第133条第2項	総務大臣各総合通信局	支社長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル共聴等)	○	○										
5	一般放送業務開始届出書記載事項変更	放送法第133条第2項	総務大臣各総合通信局	支社長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの	○	○										
6	一般放送の設備及び業務廃止届出	有線電気通信法施行規則第5条及び放送法第135条第1項	総務大臣各総合通信局	支社長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル共聴等)	○	○										
7	一般放送の業務の廃止届出書	放送法第135条第1項	総務大臣各総合通信局	支社長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの	○	○										
8	有線電気通信設備設置届・事項書	有線電気通信法第3条第1項及び第2項	総務大臣各総合通信局	支社長	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)	○	○										
9	有線電気通信設備変更届	有線電気通信法第3条第3項	総務大臣各総合通信局	支社長	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)	○	○										
10	有線電気通信設備廃止届	有線電気通信法施行規則第5条	各総合通信局	支社長	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)	○	○										
11	電気通信設備報告書	放送法施行規則第159条	総務大臣関東総合通信局	支社長		○	○										
36 紛争予防条例関連の届出																	
1	紛争予防条例関連標識設置届	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市区長等	支社長		○											
2	紛争予防条例関連計画書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市区長等	支社長		○											
3	紛争予防条例関連説明等報告書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市区長等	支社長		○											
4	紛争予防条例関連意見対応報告書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	支社長		○											
37 測量法に基づく届出																	
1	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第26条、30条	国土地理院の長	支社長	第29条に測量成果を複製するための承認がある	○				○							
2	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	支社長		○				○							
3	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	支社長	変更時含	○				○							
4	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	支社長		○				○							

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。																	
5	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	支社長		○											
6	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	支社長・理事長	国土調査を行った時の認証	○											
38 廃棄物等に関する届出																	
1	焼却炉撤去(ダイオキシン類)	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	支社長		○	○										
2	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	支社長・受注者		○	○										
39 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出																	
1	特定建築物省エネルギー計画届出書	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項、第75条の2第1項	都道府県知事 所管行政庁	支社長		○	○	○	○								
2	届出書(省エネルギー措置)	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条、第75条の2	都道府県知事	支社長	1項(上段)以外の届出が含まれる	○	○	○	○								
3	特定建築物に係る定期報告書	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項、第75条の2第1項	所管行政庁	支社長		○	○	○	○								
40 大規模小売店舗立地法に基づく届出																	
1	大規模小売店舗新設計画届出書	大規模小売店舗立地法第5条	都道府県	支社長、設置者	行政庁により違いがあり注意、この前に事前協議がある場合もある	○	○										
2	大規模小売店舗新設計画変更届出書	大規模小売店舗立地法第6条	都道府県	支社長、設置者	行政庁により違いがあり注意	○	○										
3	大規模小売店舗新設計画説明会の公告・開催届出書	大規模小売店舗立地法第7条	都道府県	支社長、設置者	行政庁により違いがあり注意	○	○										
4	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	支社長	行政庁により違いがあり注意	○					○						
41 ガス等に関する届出																	
1	ガス設備工事受付書	ガス事業法	ガス会社	支社長		○					○						
2	液化石油ガス設備工事の届出書	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3	都道府県	支社長		○					○						
3	高圧ガス製造許可申請書、製造届	高圧ガス保安法第5条1項	都道府県知事	支社長	電動ターボ冷凍機などガス圧縮式冷凍機がある場合など	○					○						
42 水質汚濁防止法に基づく届出																	
1	水質汚濁防止法に基づく届出(特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請等)	水質汚濁防止法第5条、第7条	知事等	支社長		○					○						
43 廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例に基づく届出																	
1	廃棄物保管場所等設置届	廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例	区長	支社長	東京都区内	○	○										
2	廃棄物管理責任者選任届	廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例	区長	支社長	東京都区内	○	○										
44 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出																	
1	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出(占用許可申請等)	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条	道路管理者	支社長		○					○						
45 都市公園法に基づく届出																	
1	許可申請書	都市公園法5条	市長等	支社長		○					○						
2	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	支社長		○					○						

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																	
46 森林法に基づく届出																	
1	森林法関係届出	森林法10条の2	知事等	支社長	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること	○											
47 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき届出																	
1	長期優良住宅建築等計画認定申請書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条1～3項	所管行政庁	支社長		○	○										
2	長期優良住宅建築等計画認定変更申請書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条	所管行政庁	支社長		○	○										
3	長期優良住宅建築等計画認定変更申請書(譲受人決定時)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条1～3項	所管行政庁	支社長		○	○										
48 その他																	
1	行政財産使用(変更)許可申請書	地方自治法第238条の4		支社長		○	○										
2	行政財産使用料減額(免除)申請書			支社長		○	○										
3	固定資産等現状変更工事実施承認申請書			支社長		○	○										
49 その他条例等に基づく届出																	
1	境界確認書	条例	市長等	支社長		○					○						
2	境界査定願い	条例	市長等	支社長		○					○						
3	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例116条、117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長		○					○						
4	工事監理者及び工事施工選任届	条例	建築主事	支社長	横浜市	○					○						
5	公有土地水面使用届出	条例3条	知事等	支社長	東京都公有土地水面使用等規則	○					○						
6	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	支社長		○					○						
7	貯水槽廃止届	条例	知事等	支社長		○					○						
8	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長		○					○						
9	東京都環境確保条例89条に基づく指定作業場設置(変更)届(自動車駐車場20台以上)	都条例89条	都知事	支社長		○					○						
10	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長		○					○						
11	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長		○					○						
100 平成23年以降制定の法令で、URの住宅建設、保全部門で関連すると思われるもの																	
	なし																

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
●共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ●条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ●届出等および該当職種に不足があれば追記すること。																	
110 上記以外に必要なと思われる、法令・条例等に基づく届出																	
1	環境影響評価条例に基づく申請及び届出	環境影響評価条例	知事、市長	支社長	東京都、横浜市他	○	○				○						
2	建築物環境配慮制度(CASBEE)に基づく申請及び届出	建築物環境配慮制度(CASBEE)				○	○				○						
3	鉄道敷付近での建設の届出等					○	○				○						
4	送電線付近での建設の届出等					○	○	○			○						
5	駐輪場設置制度に基づく届け出	条例	特定行政庁他	支社長	世田谷区、さいたま市他	○	○				○	○					
6	その他上記以外条例に基づく届出	各条例	特定行政庁他	支社長		○	○	○	○	○	○						
7	その他上記届出の定期報告	各法令・条例	特定行政庁他	支社長		○	○	○	○	○	○						

別紙5

ウイークリースタンス実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④ 昼休みや17時以降の打合せは行わない。
 - ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員から管理技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上

管 理 技 術 者 通 知 書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 _____ 殿

受注者 住所 _____
氏名 _____ 印

令和 年 月 日付設計請負契約を締結した次の請負業務について、管理技術者を下記のとおり決定（変更）したので設計請負契約書第 条に基づき通知します。

請負業務の名称 _____

記

- 1 氏 名 (年 月 日生)
- 2 学 歴 (最終学歴を記入)
- 3 職 歴
- 4 取 得 資 格

再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 殿

受注者 住所

氏名 株式会社〇〇〇〇

〇〇 〇〇 印

請負業務の名称：〇〇

令和〇年〇月〇日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第12条第2項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託の相手方 (住所、氏名)	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 △△株式会社
再委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
再委託業務の契約予定額	〇〇千円（契約金額に対する比率〇%） ※見積書を添付
再委託を行う必要性及び 再委託の相手方の選 定理由 (変更の場合は、再委託の変更理由も記載)	<p>(再委託する必要性)</p> <p>(再委託の相手方の選定理由)</p>

構造設計実績等概要書（1 / 2）

請負業務の名称： ○○

□設計事務所（再委託の場合は構造設計事務所）の概要

設計事務所名： （↑再委託の場合は構造設計事務所名） 一級建築士事務所（ ） 知事登録第（ ） 号
所在地： 電話番号：
代表者氏名： 一級建築士（ ） 登録第（ ） 号
機構登録番号： （登録している場合は記入）
保有資格者数（構造調査職員に限る）：構造設計一級建築士（ 人）、一級建築士（ 人） 二級建築士（ 人）、その他
共同住宅（機構または公的機関発注）の構造設計実績 （業務名、発注者名、設計年度、基準階床面積、階数、構造種別、構造形式等） ① ② ③ ④ ⑤
共同住宅（上記以外）の構造設計実績 （業務名、発注者名、設計年度、基準階床面積、階数、構造種別、構造形式等） ① ② ③ ④ ⑤

注）・設計時実績は、過去 10 年間における実績とし、それぞれ 5 件まで代表的な実績を記載すること。（構造の基本または実施設計業務とし、工事監理業務を除く）

構造設計実績等概要書（2 / 2）

□配置する構造設計者の概要

総括 責任者	氏名：	年齢：
	保有資格及び取得年月日： (構造設計一級建築士を保有している 場合は構造設計一級建築士登録番号：)	
	経験年数：	
	機構の構造設計実績 (業務名、発注支社名、設計年度、基準階床面積、階数、構造種別、構造形式等) ① ② ③	
主任技術者 ※総括責任 者を兼ねる ことができ、 その場合は 氏名欄に兼 任の旨を記 入すること。	氏名：	年齢：
	保有資格及び取得年月日： (構造設計一級建築士を保有している 場合は構造設計一級建築士登録番号：)	
	経験年数：	
	機構の構造設計実績 (業務名、発注支社名、設計年度、基準階床面積、階数、構造種別、構造形式等) ① ② ③	
法適合確認 する者 ※構造設計 一級建築士 が自ら設計 しない場合	氏名：	年齢：
	保有資格及び取得年月日： 構造設計一級建築士登録番号：)	
	経験年数：	
	機構の構造設計実績 (業務名、発注支社名、設計年度、基準階床面積、階数、構造種別、構造形式等) ① ② ③	

注)・「構造業務経歴」は、過去10年間における実績とし、3件まで代表的な実績を記載するものとする。(構造の基本または実施設計業務とし、工事監理業務を除く)

令和 年 月 日

〇〇住まいセンター

(申請者住所・氏名)

住所

氏名

印

給水施設等立入許可申請書

以下のとおり申請いたしますので許可願います。

1. 給水施設等立入希望者名 (全員記載)

氏名 (フリガナ)	所属	診断結果	判定日 (注: 6ヶ月以内)
		陰性・陽性	
		陰性・陽性	
		陰性・陽性	
		陰性・陽性	

2. 立入り責任者

所 属:

氏 名:

緊急連絡先:

3. 立入り日時

令和 年 月 日 () 曜日 から 令和 年 月 日 () 曜日 まで

4. 立入り理由

5. 立会い者及び事前の日程調整

 給水施設維持管理業務請負者…給水施設等の巡回点検日に合わせて給水施設に立入り

事前の日程調整 (済 ・ 未)

 住まいセンター職員等

事前の日程調整 (済 ・ 未)

 その他 ()

6. 添付資料

①立入り希望者全員の検査結果報告書の写し

②立入り希望者全員の身分証明書の写し

以 上